

第2部 第2次基本構想

第1章 基本構想策定の趣旨

この基本構想は、鴨川市基本構想に関する条例(平成26年鴨川市条例第19号)第2条の規定に基づき、鴨川市が、総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めるものです。

第2章 基本構想の名称

この基本構想の名称は、「第2次鴨川市基本構想」とします。

第3章 基本構想の期間

この基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

第4章 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたくなる「安らぎのふるさと」をみんなで育んでいきます。

このような想いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定します。

第5章 土地利用構想

土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

1 拠点

[都市拠点] 都市機能の集積を図るエリア

JR安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

[地域拠点] 市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道410号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。

2 軸

[都市骨格軸] 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJR外房線・内房線、国道128号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

[広域連携軸] 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市の間の移動を支える国道410号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

3 ゾーン

[市街地ゾーン] 安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安全・安心に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

[田園ゾーン] 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

[自然環境ゾーン] 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

第6章 基本構想の体系図

基本構想に定めるまちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

基本理念1 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

基本理念2 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

基本理念3 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

基本理念4 「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

基本理念5 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の大綱

施策の大綱は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- 1－1 市街地の整備
- 1－2 居住環境の充実
- 1－3 道路網の整備
- 1－4 公共交通網の充実
- 1－5 上下水道の整備

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

- 2－1 環境施策の推進
- 2－2 公園・緑地の整備
- 2－3 環境衛生対策の充実
- 2－4 消防・防災対策の充実

2－5 交通安全・防犯対策の充実

2－6 消費者対策の充実

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

3－1 農林業の振興

3－2 水産業の振興

3－3 商工業の振興

3－4 観光・リゾートの振興

3－5 医療・福祉産業の振興

3－6 雇用対策の推進

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

4－1 学校教育の充実

4－2 生涯学習の充実

4－3 青少年の健全育成

4－4 文化の振興

4－5 スポーツの振興

4－6 國際交流・地域間交流の推進

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

5－1 保健・医療の充実

5－2 地域福祉の充実

5－3 子育て支援の充実

5－4 高齢者施策の充実

5－5 障害者施策の充実

5－6 社会保障の充実

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

6－1 地域コミュニティの維持・強化の促進

6－2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

6－3 男女共同参画社会の形成

6－4 効率的な自治体経営の推進